

## 救急搬送中の事故について

令和 6 年 9 月 5 日 消防本部消防管理課

## 1 事案の概要

本事案は、令和 5 年 7 月 4 日（火）午後 7 時 38 分に救急隊が救急車にて搬送先医療機関（八木病院）へ到着し、救急隊員 3 人で傷病者を乗せたストレッチャーを車両後部から引き出したところ、落下・転倒し傷病者が負傷したものの。

## 2 事故の状況

## (1) 発生状況

八木病院に到着し、車両後部から傷病者を乗せたストレッチャーを引き出したところ、伸縮式の脚部が伸び切らずにストレッチャーが下方に落下し、右側に転倒した。傷病者は、ストレッチャーの患者固定ベルトで身体を固定されていたが、ストレッチャーが落下後に転倒した際、アスファルトの地面に右側頭部、右肘及び右膝を打ち付け、同部位の痛みを訴えた。

## (2) 発生後の経過

年月日	内 容
令和 5 年 7 月 4 日	発生後、八木病院にて搬送の原因であっためまい症状に対して頭部 C T 等の検査を受けたが、その際に当直医師からストレッチャーの転倒による頭蓋内出血は認められず、肘及び膝の骨折はないとの見解を得る。
7 月 12 日	秦野市議会に報告
7 月 13 日	報道機関に情報提供（WEB ニュース（カナロコ）及び翌日の神奈川新聞に掲載）
事故発生日 ～令和 6 年 1 月 23 日	傷病者が医療機関を受診
令和 6 年 2 月～8 月	全国市有物件災害共済会及び同会の顧問弁護士による、損害賠償金の額の示談折衝

### 3 事故発生原因

伸縮式であるストレッチャーの脚部が固定されていない状態で、救急車から引き出されたため落下し、左側についていた補助者がとっさに保持したことから右側に傾き転倒した。

### 4 今後の対応

令和6年9月秦野市議会第3回定例月会議に議案を提出し、事故に係る被害者への損害賠償の額を定める。

### 5 再発防止策

- (1) 事業者によるストレッチャー取扱い説明会を実施（令和5年8月10日に実施済み）
- (2) ストレッチャー運用・安全管理マニュアルを作成（実施済み）
  - ア 補助者は、ストレッチャー脚部の固定を補助するとともに、目視によるチェックを行う。
  - イ 補助者の配置を左右対称にすることで、重心の偏りをなくし、転倒を防止する。
  - ウ 隊員間の声掛けを徹底し、引き出す速度とタイミングを合わせる。
- (3) 救急活動に係る明白な事故及びインシデント即応マニュアルを作成（実施済み）

#### 【参考】

- |                           |              |
|---------------------------|--------------|
| (1) 既払金（既に医療機関等に支払っている金額） | 1, 087, 049円 |
| (2) 今後の支払予定額              | 2, 544, 038円 |
| (3) 損害賠償金の総額              | 3, 631, 087円 |

令和5年7月4日 ストレッチャー転倒事故(写真)

本署救急1車両停車位置



ストレッチャー搬出時



正常にストレッチャーが出された状態



脚が伸び切らず車輪が地面に設置した状態(この状態で引き出すと落下の恐れあり)



ストレッチャーが一番下まで落ちた状態



事故の際、右側に横転した状態の再現

